

棚卸資産会計のコンバージェンス －低価法採用と後入先出法廃止にかかる論点－

石山 宏

Convergence of Accounting for Inventories － Issues for The Adoption of The Lower of Cost and Net Realisable Value and Discontinuance of Last-in, First-out Formula －

ISHIYAMA Hiroshi

Abstract

Accounting for Inventories in Japan has changed greatly in order to converge to the international accounting. To be specific, the adoption of the lower of cost and net realisable value and discontinuance of last-in, first-out formula. However I feel some questions to those changes. So I would like to point out the theoretical consistency of these methods.

キーワード：コンバージェンス、低価法、後入先出法

Key words: Convergence、The Lower of Cost and Net Realisable Value、Last-in,First-out Formula

1 問題の所在

わが国の棚卸資産会計は、1949年公表の「企業会計原則」に基づき、半世紀以上の間基本的に同じ処理が引き継がれてきた。ところが21世紀を目前にして始まった会計ビッグバンと称される一連の会計大改革において、棚卸資産会計も国際会計の波に飲み込まれるかたでち変革を余儀なくされた。むろん、何の理論的検討もなく、無条件で国際会計へのコンバージェンスを図ったわけではないが、欧州証券規制当局委員会による同等性評価などの課題を背負い、その作業は急ピッチで進められていた。

棚卸資産会計において、大きく変更された会計処理は2つある。1つは期末評価方法として、従来の原価法/低価法の選択適用から低価法への一本化、いま1つは原価配分方法として、従来認められてきた後入先出法の廃止である。現行におけるわが国のスタンダード・セッターたる企業会計

基準委員会（以下、「ASBJ」と略す。）は、2006年に「企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下、「ASBJ9」と略す。）を公表、さらに2008年に同基準を改定し、上記2点を国際会計に整合させる方向で修正を図った。

しかしながら、かかるコンバージェンス作業により生まれたわが国の新しい棚卸資産会計基準については、その論理整合性において若干の疑義が認められる。そこで、まずコンバージェンスの基となった国際財務報告基準書（以下、「IFRSs」と略す。）における棚卸資産会計の原価配分方法と期末評価方法を俯瞰し、その上でわが国のASBJ9に対する問題点を指摘したい。

2 IFRSsにおける設定および改定経緯

国際会計基準委員会（以下、「IASC」と略す。）は、棚卸資産にかかる会計基準として、1975年10月に国際会計基準（以下、「IAS」と略す。）第2号「取

得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示」(以下、「IAS2[1975]」と略す。)を公表した。その後、IASC 公開草案第 32 号「財務諸表の比較可能性」において IAS2[1975] は検討対象とされ、その後公表された趣旨書による審議・検討を経て、公開草案第 38 号「棚卸資産」が 1991 年に公表され、若干の修正を加えて 1993 年 12 月に改定 IAS2「棚卸資産」(以下、「IAS2[1993]」と略す。)が公表された。IASC から改組された国際会計基準審議会(以下、「IASB」と略す。)は 2001 年 4 月、IASC によって公表されたすべての会計基準等について引き続き効力を有する旨の決議を行った。2000 年 5 月、証券監督者国際機構は、クロスボーダーの証券募集や上場を行う多国籍企業に対し指定した IAS に準拠した財務諸表を受け入れるよう勧告する決議を行うとともに、IAS に関する改善事項を要請した。IASB はかかる要請に応え、12 の基準を改善することを提案し、改善プロジェクトの 1 つとして、2003 年 12 月に改定 IAS2「棚卸資産」(以下、「IAS2[2003]」と略す。)が公表された。その後 IAS2[2003] は、他の IFRSs¹⁾の公表に伴い部分修正が施され、現在に至っている²⁾。

3 棚卸資産の原価配分

3.1 IFRSs の概要

IAS2[2012] では、棚卸資産の原価算定(配分)において、①通常代替性がない棚卸資産の原価および特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている財貨または役務と、②それ以外の棚卸資産とに分けた上で、それぞれ適用される方法を限定している。すなわち、①の対象となる棚卸資産には個別法(specific identification)が適用され(IAS2[2012],para.23)、

②の対象となる棚卸資産には先入先出法(first-in, first-out formula)または加重平均法(weighted average cost formula)が適用される(IAS2[2012],para.25)。代替性のある棚卸資産項目が多数ある場合における個別法の適用は、販売棚卸資産を意図的に認識することによって損益に意図的な影響を及ぼすことが可能となるため、適切ではない(IAS2[2012],para.24)。

また、企業にとって性質および使用方法が類似するすべての棚卸資産について、企業は同じ原価算定方式を使用しなければならない(IAS2[2012],para.25)。したがってたとえば、同じ種類の棚卸資産であっても事業セグメントが異なれば、異なる原価算定方式を使用することも考えられるが、棚卸資産の地理的な場所が異なる(または場所ごとの税法が異なる)というだけでは、異なる原価算定方式を使用することを正当化できない(IAS2[2012],para.26)。なお、標準原価法および売価還元法のような棚卸資産原価の測定技法は、その適用結果が原価と近似する場合にのみ、簡便法として使用が認められる(IAS2[2012],para.21)³⁾。

日本基準では、現在、棚卸資産の原価配分方法として、個別法、先入先出法、平均原価法、売価還元法のみを認めている(ASBJ9,para.6-2)。したがって、現状においては IAS2 とほぼ同等の規定が設けられているといえる⁴⁾。棚卸資産原価算定方式について、IFRSs と日本基準を比較すれば、**図表 1** のとおりとなる。

なお、現行においては IFRSs・日本基準ともほぼ同等の方法が採択されているが、ここに至るまでに、後入先出法(last-in, first-out formula)に関する存廃論争があったのは周知のとおりであ

図表 1 棚卸資産原価算定方式の比較

IFRSs	日本基準
① 個別法が適当な棚卸資産：個別法	① 個別法
② 上記以外の棚卸資産 ：先入先出法、加重平均法	② 先入先出法 ③ 平均原価法
③ 結果が原価と近似する場合の簡便法 ：標準原価法、売価還元法	④ 売価還元法

る。後入先出法は、文字通り、後から取得した棚卸資産を先に払い出すと仮定する原価配分方法であり、そこには仕入価格の変動から生じる損益を純利益計算上排除しやすいという特質があったため、古くから会計実務、とりわけ仕入価格の変動に晒されやすい石油元売業界等において採用されてきた。

IAS2[1975]において、かかる方法は先入先出法などと同様に選択適用対象として認められていたものの、IAS2[1993]においては議論が二転三転した結果、「標準処理」として先入先出法および加重平均法が定められる一方、後入先出法は「認められる代替処理」として、一步後退した方法に位置づけられた⁵⁾。さらに IASC から改組された IASB によって改定された IAS2[2003]において、後入先出法は完全に廃止されるに至った。その主たる理由は、表現の忠実性に反する点であった⁶⁾。IASB における後入先出法の廃止を受け、ASBJ では会計基準の国際的なコンバージェンスに向けた作業を推進した結果、2010年に ASBJ9 を改定し、同方法は廃止されるに至った。

3.2 後入先出法にかかるコンバージェンス上の論点

3.2.1 後入先出法廃止の根拠

棚卸資産会計における日本基準のコンバージェンスは、2段階で実施された。まず、2006年に公表された ASBJ9 では、低価法オンリー・アプローチが採られ、次いで 2008年改定 ASBJ9 では、後入先出法が廃止された。これにより、後入先出法の採用は、IFRSs・日本基準とも不可能となっており、その意味においてコンバージェンスそのものは基本的に完了している。ただ、わずか2年の遅れではあるものの、後入先出法の廃止が当初の

ASBJ9 に盛り込まれなかったこと自体、当該論点が高価法オンリー・アプローチの採択よりも合意が得られにくかったこと、踏み込んで言えば、コンバージェンスに手間取ったことを物語っている⁷⁾。

IASB が 2003 年に後入先出法を禁止したのは、主として以下の理由による。まず、同方法は棚卸資産の実際の流れについて信頼性をもって表現しているとはいえない点である (IAS2[2003],BC10)。すなわちこれは、棚卸資産の非写像性問題ともいえる。さらに、期末棚卸資産が大きく減少した際、取得日の古い棚卸資産が払い出されることによる損益の歪曲の点である (IAS2[2003],BC13)。ここで「歪曲」とされるのは、棚卸資産の期末数量が期首数量を下回る場合、期間損益損益から排除され続けてきた保有利益が当期の損益に一時に計上されることを指している。すなわちこれは、保有利益の顕在化による利益調整問題ともいえる。

わが国では、「企業会計原則」公表当初より後入先出法は認められており、「連続意見書第四」(第一、二1)) においても「…たとえば価格変動の著しいものには後入先出法、価格の安定的なものには先入先出法、…を適用するというような選択方針も許される」としていた。しかし、上述のとおり同方法は、2008年に改定された ASBJ9 によって、廃止された。当該廃止に際し、ASBJ が示した同方法の特徴をまとめれば、**図表 2** のとおりとなる。まさしく後入先出法は、「意味のある損益計算書と意味のない貸借対照表」を生み出す計算技法⁸⁾ といった風情である⁹⁾。ただし、上記のような問題点は古くから指摘されてきたものであり、とりたてて現代において浮上した問題とはいえない¹⁰⁾。

IFRSs と日本基準の間でコンバージェンスが図られた後入先出法の廃止ではあるが、米国におけ

図表 2 ASBJ が示す後入先出法の特徴

利 点	欠 点
●収益と費用の同一価格水準的対応 (para.34-5)	● 貸借対照表価額の再調達原価との乖離 (para.34-6) ● 保有利益の意図的な当期損益計上 (para.34-7) ● 棚卸資産の実際の流れの非表現 (para.34-8)

る事情はこれと異なる。後入先出法は、元々米国において基準棚卸法（base stock method）の代替法として考案され、物価上昇を背景とし、企業の租税支払額の減少手段として広く実務に浸透した。その後、喧々諤々の議論の結果、今日に至るも米国では採用され続けている。

3.2.2 会計フレームワークとの整合性

後入先出法の方法としての優劣からひとまず離れ、会計の基本的枠組（フレームワーク）との間で、当該方法の整合性を考えてみたい。かりに IASB がストック重視（いわゆる資産負債中心観）であり、期間利益計算は二の次というスタンスに立つものとするれば、棚卸資産の貸借対照表価額が再調達原価と乖離し、モノと原価の流れが非現実的な後入先出法を禁じることは十分に理解できる。これに対し、フロー計算による純利益計算重視を標榜する ASBJ の立場¹¹⁾ からすれば、取得原価主義会計ないし名目貨幣資本維持計算の枠内で収益と費用の同一価格水準の対応を目指す後入先出法は、一定の業種にあっては目的適格的であり、けっして不合理な方法とはいえない。また、米国が未だに後入先出法を禁止せず、一定の補足情報とともに適用を認めているのは、米国もわが国と同様に純利益に一定の有用性を感じていることと無縁ではなかろう。ここで三極の会計基準において、純利益を重視するかどうかという点と、後入先出法を是認するか否かという点をマトリクスで示せば、**図表 3** のとおりとなる。

本表において一瞥されるように、IFRSs と米国基準は正反対ではあるものの、純利益（重視/軽視）と後入先出法（是認/禁止）の取扱いが整合しているように思われる。これに対し日本基準は、純利益重視の姿勢を打ち出す一方で、純利益計算に一定の貢献が認められる後入先出法を禁止する。長年、理論的優劣の決着がつかなかったこの問題において、最終的には IFRSs とのコンバー

図表 3 純利益の位置づけと後入先出法の認否

	IFRSs	米国基準	日本基準
純利益	軽視	重視	重視
後入先出法	禁止	是認	禁止

ジェンスという伝家の宝刀を抜くことで結論を導いたことが、かかる振れを引き起こしたとはいえないだろうか。

4 棚卸資産の期末評価

4.1 IFRSs の概要

4.1.1 基本原則

期末棚卸資産は、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額（the lower of cost and net realisable value）により測定しなければならない（IAS2[2012],para.9）。すなわち正味実現可能価額に基づく低価法である。ここに正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額とされる（IAS2[2012],para.6）。換言すれば、正味実現可能価額とは、通常の事業の過程において棚卸資産の売却により実現することが予想される正味の金額を意味する。そのため、これは企業固有の価値（an entity-specific value）であり、市場取引における知識のある自発的な買手・売手間で交換される金額たる公正価値（fair value）とは意味を異にする（IAS2[2012],para.7）。棚卸資産の正味実現可能価額までの引き下げは、棚卸資産の損傷、陳腐化、販売価格の下落、完成に必要な見積原価または販売に要する見積費用の増加など、種々が考えられるが、それらの原因は問わない。そのうえで、「棚卸資産を原価から正味実現可能価額まで評価減する実務は、資産はその販売または利用によって実現すると見込まれる額（amounts expected to be realised from their sale or use）を超えて評価すべきではないという考え方と首尾一貫している」（IAS2[2012],para.28）とする¹²⁾。

なお、正味実現可能価額の見積りにあたっては、当該棚卸資産の保有目的もまた考慮される。たとえば、確定済みの販売または役務提供契約を履行するために保有されている棚卸資産の在庫量の正味実現可能価額は、その契約価格に基づいて算定される。ただし、その販売契約量が棚卸資産の保有在庫量未満である場合には、その契約量を上回る在庫分の正味実現可能価額は通常の販売価格に

基づいて算定される (IAS2[2012],para.30)¹³⁾。

日本基準では、棚卸資産の測定に関し、棚卸資産を通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産とに区分したうえで、前者は取得原価と正味売却価額とのいずれか低い額とし (ASBJ9,para.7)、後者は市場価格とする (ASBJ9,para.15)。すなわち、通常の販売目的で保有する棚卸資産につき、正味売却価額を基礎とする低価法を指示している¹⁴⁾。その論拠として、「棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は売上原価に配分される。このように最終的な投資の成果の確定は将来の販売時点であることから、収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際しても、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額によることが適当と考えられる」(下線：筆者)点を示す (ASBJ9,para.49)。したがって、基本的な思考はIAS2と軌を一にするようにもみえる。

4.1.2 原材料等

棚卸資産の生産に使用する目的で保有される原材料および貯蔵品は、それが組み込まれる製品が原価以上の金額で販売されると見込まれる場合には、評価減されない。しかし、原材料価格の下落が、製品の正味実現可能価額が原価より低くなることを示しているときには、その原材料は正味実現可能価額まで評価減される。なお、このような

場合、原材料の再調達原価が、正味実現可能価額について最良の入手可能な測定値であることもある (IAS2[2012],para.32)。

日本基準では、原材料等に関し、再調達原価の方が把握しやすく、正味売却価額が当該再調達原価に歩調を合わせて動く想定される場合には、継続して適用することを条件として、再調達原価（最終仕入原価を含む¹⁵⁾。以下同じ。）によることを認めている (ASBJ9,para.10)。

4.1.3 評価減の戻入れ

棚卸資産を原価以下に評価減する原因となった従前の状況がもはや存在しない場合、または経済的状況の変化により正味実現可能価額の増加が明らかである証拠がある場合には、評価減の額の戻入れを行う (IAS2[2012],para.33)。すなわち、いわゆる洗替え法を指示している。

日本基準では、簿価切り下げ額の戻入れに関し、棚卸資産の種類ごとに、当期に戻入れを行う方法（洗替え法）と行わない方法（切放し法）の選択適用を認めている (ASBJ9,para.14)。その際、両方法は、棚卸資産の種類ごとに選択適用でき、また、売価の下落要因を区分把握できる場合にも、その要因ごとに選択適用できる。すなわち、後者の例として、物理的な欠陥（品質低下）や経済的な劣化（陳腐化評価損）については、正味売却価額まで回復する見込みはないことから切放し法が妥当する一方、市場の需給変化については、回復する見込みもあるこ

図表 4 棚卸資産評価の比較

IFRSs	日本基準
<p>低価法－原価と正味実現可能価額とのいずれか低い額</p> <p>〔原材料等：正味実現可能価額についての最良の入手可能な測定値として再調達原価 評価減の戻入れ：可（洗替え法）〕</p>	<p>●通常の販売目的（販売するための製造目的を含む。）で保有する棚卸資産 ：低価法－原価と正味売却価額とのいずれか低い額</p> <p>〔原材料等：正味売却価額または条件付で再調達原価 評価減の戻入れ：可（洗替え法）もしくは不可（切放し法）〕</p> <p>●トレーディング目的で保有する棚卸資産 ：時価法－市場価格</p>

とから洗替え法が妥当する。棚卸資産測定について、IFRSs と日本基準を比較すれば、**図表 4** のとおりとなる。

4.2 低価法にかかるコンバージェンス上の論点

4.2.1 原価法の下での収益性の低下

わが国では、1949 年の「企業会計原則」公表以来、長きにわたり棚卸資産の期末評価は原価法が原則とされ、低価法は例外として認められてきた。しかし、会計基準のコンバージェンスを目指す ASBJ9 の公表を境とし、IFRSs と同様、低価法オンリー・アプローチにシフトした。ただし、ASBJ9 では、その文言上一切「低価法」(ないし「低価基準」) という字句を用いていない。

この点につき、会計基準設定時における一連のデュー・プロセス中、じつは「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」では「低価法」という用語を用いていた。確定基準において「低価法」という用語が用いられなくなった理由は定かでないが、その手掛かりが同論点整理で示されていた図表にあるように思われる (**図表 5**)。当該図表によれば、対象資産が事業資産(事業投資)であるか、金融資産(金融投資)であるかに拘わらず、資産の帳簿価額の切り下げにおいて「収益性の低下」を統一概念としていることが判明する¹⁶⁾¹⁷⁾。この考え方によれば、資産の収益性が低下していればそれを費用もしくは損失として切り捨てるのは当然であり、敢えて低価法というロジックを必要とするものではないと考えているのかもしれない。かりに、かかる切り下げを低価法と位置づけるのであれば、固定資産の減損会計も、株式や債券の

評価替え処理も、等しく低価法の適用ということにもなってしまうが、そのような解釈は通常のものとはいえないであろう。

いずれにせよ、現行の棚卸資産にかかる制度会計では、形式上低価法は実践されていないかにも思われる¹⁸⁾。この推論が正しければ、わが国の棚卸資産会計は低価法ではなく原価法を適用していることとなり、必要(収益性の低下)に応じて減損処理を実施していることになる。かりに、米国のごとき残留有用原価に立脚した場合の棚卸資産評価であれば、一種の原価法とする見方も存在する¹⁹⁾。しかし、日本基準のそれは正味売却価額に基づく回収可能性を拠り所とする棚卸資産評価であり、原価法とは整合しないように思われる。

4.2.2 原価配分と期末評価における時価

ASBJ9 では、IFRSs が使用する「正味実現可能価額」、あるいは「連続意見書第四」で用いられていた「正味実現可能価額」という用語に代えて、「正味売却価額」という用語を用いている(ASBJ9,para.5)。これは、実現可能という用語は不明確であるという意見があることや、「固定資産の減損に係る会計基準」において「正味売却価額」を用いていることとの整合性に配慮したものであるが、これらの意味するところに相違はないことを明言している(ASBJ9,para.33)²⁰⁾。

時価を正味売却価額という出口価値に求めているということは、将来予想される販売損失を当期の損益計算において回収しようとすることになる。かりに時価を再調達原価という入口価値に求めた場合には、棚卸資産の保有損失を当期の損益

図表5 投資の回収形態と収益性低下の判断規準

帳簿価額 切下理由	資産の収益性低下			
資産の種類	固定資産	市場価格のない 債券又は債権	其他有価証券 (株式)	棚卸資産
投資の 回収形態	使用(場合によ っては売却)	契約(場合によ っては売却)	保有を通じた関 係や売却・配当	販 売
収益性の低下 の判断規準	割引前将来 キャッシュ・フ ロー<帳簿価額	債権者区分	時価の 著しい下落	時価<帳簿価額

〔出所〕 企業会計基準委員会「棚卸資産の評価基準に関する論点の整理」2005年、22項<表1>

図表6 時価の種類と評価損の意味

(1) 時価として正味売却価額を用いる場合	(2) 時価として再調達原価を用いる場合
取得原価 (購買市場)	取得原価 (購買市場)
$\frac{\Delta \text{時 価 (売却市場)}}{\text{評 価 損 (販売損失)}}$	$\frac{\Delta \text{時 価 (購買市場)}}{\text{評 価 損 (保有損失)}}$

計算において回収しようとする事となり、換言すれば、将来の販売時点における利益の計上を意図することにもつながる (図表6)。日本基準は、原則として時価に正味売却価額を採択したことで、将来の販売時点における利益が計上されることにはならない。

このように ASBJ9 における棚卸資産の期末評価では、(それを低価法と呼称するか原価法と呼称するかはさておき) 原価を下限とする正味売却価額とされた。他方、追って改定された棚卸資産原価の配分方法、すなわち後入先出法の廃止においては、その理由として貸借対照表価額の再調達原価との乖離や保有利益の意図的な当期損益計上を掲げる。そこでこの2つの会計基準変更間に横たわる論理の齟齬が気になる。つまり、棚卸資産評価というストックの局面では出口価値の正味売却価額を前提としているのに対し、原価配分というフローの局面では、入口価値たる再調達原価を前提としていることが窺える。

保有利益 (holding gain) は文字通り、棚卸資産の保有期間、すなわち購入時から販売時までの間の入口価値の変動分である (図表7)。当然のことながら問題とされる時価は再調達原価とな

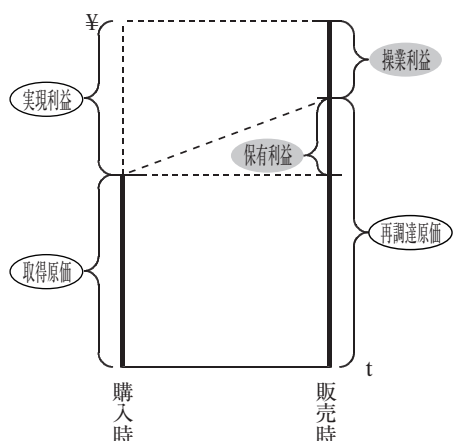
る。結果として、原価配分法およびその残額としてストック計上される資産評価においては再調達原価という入口価値を問題としつつ、期末評価では一転して正味売却価額という出口価値に着目していることになる。フローとストックを別の論理で思考する、非連繫的思考に陥ってはいないだろうか。

5 小括

20 世紀末葉、会計ビッグバンの掛け声とともに、わが国の会計基準は劇的な変革を遂げた。誤解を恐れずに言えば、一連の変革は初めに結論ありきで、国際会計とのコンバージェンスは既定の路線であったともいえる。他方、純利益の墨守など、わが国固有の主張も海外に向け発信している。これを現実と理想のギャップと言え、そう言えなくもない。

いずれにせよ、棚卸資産会計における後入先出法の廃止と低価法への一本化は、いずれも国際会計とのコンバージェンスという錦の御旗があった。石川 [2009] によれば、後入先出法の廃止は時価上昇局面、低価法への一本化は時価下落局面が問題とされるが、いずれもストック重視という相共通する思考が存在するという²¹⁾。ストックに重きをおけばフローは切り捨てられ、その反対もまたしかり、二律背反の問題といえる。IFRSs ではストックこそが企業の実態というスタンスをとるが、わが国ではフローこそが企業の実態とする見解も根強い。ただ、フローを重視する立場であっても、低価法強制により費用の先送りがなくなったことや、後入先出法の廃止により収益の先送りがなくなったことに対しては、一定の評価が得られるであろう。

図表7 保有利益と操業利益



注

- 1) IFRS8「事業セグメント」(2006年11月)、「IFRSの改善」(2008年5月)、IFRS9「金融商品」(2009年11月)、IFRS9「金融商品」(2010年10月)、IFRS13「公正価値測定」(2012年5月)。以下、現行の基準を「IAS2[2012]」と略す。
- 2) 日本における棚卸資産にかかる会計基準としては、現在のピースミール方式による会計基準設定以前の包括的基準たる「企業会計原則」(1949年7月)において、基本的な定めがなされていた。そこでの基本的枠組みは長年堅持されていたが、会計ビッグバンの名の下、国際会計とのコンバージェンスを旗印とし、2006年7月「企業会計基準第9号 棚卸資産の評価に関する会計基準」が企業会計基準委員会より公表された。さらに、2年後の2008年9月に同基準は追加的改定が施され、現在に至っている。なお、会計基準ではないものの、企業会計審議会公表の文書として「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第四 棚卸資産の評価について」(以下、「連続意見書第四」と略す。)(1962年8月)がある。これは、「企業会計原則」の立場から、棚卸資産会計に関する基本理念を啓蒙しようとする文書であり、後に公表されることとなる棚卸資産の会計基準(ASBJ9)などに、多大な影響を与えている。
- 3) ただしこれらの方法は、原価算定(配分)方法ではなく、原価そのものの測定技法における簡便法として位置づけられる。
- 4) 以前はこれらに加え後入先出法も認められていたが、IAS2[2003]が後入先出法を除外したことを受け、2008年にASBJでも当該方法を選択可能な方法から外している(ASBJ9,para.34-8)。また、最終仕入原価法も認められていない(ASBJ9,para.34-4)。
- 5) 後入先出法の生成やIAS2[1993]の改定の経緯については、今枝[2001]を参照(pp.40-41、pp.43-46)。
- 6) IAS2[2003]BC19。
- 7) 米国基準が後入先出法を削除していないことも、その遠因と推測される。
- 8) 中村[1981]p.41。
- 9) もっとも、ASBJが同方法の削除に向け最重視したのは、会計基準の国際的なコンバージェンス、すなわち後入先出法を認めなくなったIASBに同調した点であり、これはASBJ9においても率直に明記されている(para.34-12)。
- 10) たとえば、ペイトン=リトルトン(1940年)などにおいても、すでに同様の指摘がなされている。
- 11) ASBJが純利益を重視していることの拠り所は、さしあたり討議資料「財務会計の概念フレームワーク」に求めることとする。
- 12) 「販売または利用によって実現すると見込まれる額」は、回収可能額を意味する(角ヶ谷[2006](pp.36-37))。
- 13) 米国基準では、低価法を棚卸資産の原価に残存する有用性を表現する手段であると解釈している。その有用性は、通常の営業過程においてその取得のために支出しなければならない価額と捉え、再調達原価(current replacement cost)を基礎とする低価法を指示している(ARB43,statement6)。すなわち、「残留有用性」(residual usefulness)を利益創出能力と捉えられており、かかる観点から時価として再調達原価が採択される(ただし、それは正味実現可能価額を超えることはできない)。
- 14) これを「低価法」と呼ぶべきかどうかは、議論の余地があるため、後述する。
- 15) 最終取得原価法は、諸外国において認められていない。
- 16) ASBJ9では、「収益性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で回収可能性を反映させるように、過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理である」(ASBJ9,para.36。下線：筆者)と記述されている。このロジックは、固定資産の減損会計と全く同じである。すなわち、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」では、減損会計の基本的考え方として次のように述べている。「これは、金融商品に適用されている時価評価とは異なり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額である」((三)。下線：筆者)。
- 17) 「論点整理」(para.23)では、次のような記述も見られる。「この考え方による会計処理を、便宜的に低価法と呼ぶこととするが、これは、必ずしもこれまでの低価法における具体的な会計処理と同じものではないことに留意する必要がある」
- 18) その証左として、有価証券報告書中の財務諸表における会計方針の記述は、各社一様に次のような表記がなされている。
「棚卸資産の評価基準及び評価方法
先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している)」
- 19) 菊谷[1995]p.14。
- 20) この点につき、角ヶ谷[2006](p.38)は、正味実現可能価額は通常の営業過程から得られる価額(=企業の価値)、すなわち「将来」を時点とするものであるのに対し、正味売却価額は市場価額(=市場の価値)、すなわち「現在」を時点とするものであるから、両者の意味するところに相違なしとする点に疑問を呈している。
- 21) 石川[2009]p.138。

参考文献

- American Institute of Accountants [1953] *Accounting Research Bulletin No.43 "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins"* Chapter 4, Inventory Pricing.
- Financial Accounting Standards Board [2004] *Statement of Financial Standards No.151 "Inventory Costs: an amendment of ARB No.43, Chapter 4"*.
- International Accounting Standards Board [2003] *International Accounting Standard 2 "Inventories"*.
- International Accounting Standards Board [2012] *International Accounting Standard 2 "Inventories"*.
- International Accounting Standards Committee [1975] *International Accounting Standard 2 "Valuation and Presentation of Inventories in the Context of the Historical Cost System"*.
- International Accounting Standards Committee [1993] *International Accounting Standard 2 "Inventories"*.
- 石川純治 [2009]「後入先出法はなぜ廃止か」『企業会計』第 61 巻第 1 号。
- 今枝千樹 [2001]「後入先出法に対する国際会計基準第 2 号の一考察」『白鷺論叢』第 32 号。
- 企業会計基準委員会 [2008]「企業会計基準第 9 号 棚卸資産の評価に関する会計基準」。
- 企業会計審議会 [1962]「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書 第四 棚卸資産の評価について」。
- 企業会計審議会 [2002]「固定資産の減損に係る会計基準」。
- 菊谷正人 [1995]「棚卸資産会計の国際比較」『政経論叢』通巻第 94 号。
- 杉本徳栄 [2006]「国際的動向からみた棚卸資産会計」『企業会計』第 58 巻第 11 号。
- 角ヶ谷典幸 [2006]「棚卸資産評価を巡る諸問題」『企業会計』第 58 巻第 11 号。
- 中村 忠 [1981]「<研究ノート>先入先出法と後入先出法」『産業経理』第 41 巻第 10 号。